

〔一般財源：5,328〕

〔事業概要・効果等〕

高齢者に対し、敬老祝金を支給して敬老の意を表し、高齢者の福祉を増進する。

・敬老祝金(77歳：7,000円×359人, 88歳：10,000円×171人, 99歳以上：15,000円×57人) 5,078

▼在宅福祉・生活支援事業費(3-1-4-05) 19,336(17,157)

〔その他：19,336〕

※繰入金：地域福祉基金繰入金19,336

〔事業概要・効果等〕

高齢者等が在宅での生活を維持していくために、各種支援事業を行う。

- ・在宅福祉サービス事業委託料(社会福祉協議会への委託事業) 2,682
- ・緊急通報システム電池交換業務委託料(3年に1度の機器点検及び電池交換) 1,615
- ・寝具洗濯乾燥消毒サービス事業委託料(7,128円×55人×2回×90%) 706
- ・ふれあい定期便事業委託料(社会福祉協議会への委託事業) 11,279
- ・緊急通報設置事業(非課税世帯62,866円×22人, 課税世帯46,566円×2人) 1,477
- ・高齢者通院通所交通費助成事業(1,203世帯(75歳以上の高齢者のみの世帯)×29.23%(非課税世帯率)×730円(タクシー初乗り運賃相当分)×2回×12カ月×20%) 1,233

▼介護保険特別会計繰出金(3-1-4-06) 444,512(388,756)

〔国県支出金：18,253 一般財源：426,259〕

※国負担金：保険料軽減負担金12,169 県負担金：保険料軽減負担金6,084

〔事業概要・効果等〕

保険者(市)の介護保険給付費及び地域支援事業費の負担割合や総務費等の財源として特別会計に繰り出すもの。

- ・介護保険特別会計繰出金(介護給付費繰出金354,914, 介護保険事務費繰出金53,891, 地域支援事業費繰出金11,370, 1号保険料軽減繰出金24,337) 444,512

■国保年金課

▼国民健康保険特別会計繰出金(3-1-1-79) 325,231(321,293)

〔国県支出金：106,417 一般財源218,814〕

※国負担金：保険基盤安定負担金16,420 県負担金：保険基盤安定負担金89,997

〔事業概要・効果等〕

国民健康保険制度の安定した運営を図るため、国民健康保険特別会計へ繰り出すもの。

- ・国民健康保険基盤安定化繰出金141,891
 - …保険税軽減分109,050(負担割合：県3/4 市1/4)
 - 保険者支援分32,841(負担割合：国1/2 県1/4 市1/4)
- 保険基盤安定制度は、被保険者の保険税負担の緩和及び市町村国保の財政基盤の安定化を図り、低所得者を多く抱える市町村を支援する制度で、低所得者に対する保険税軽減相当額を公費で補填する保険税軽減分と保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、保険税の一定割合を公費で補填する保険者支援分がある。
- ・出産一時金等繰出金16,800
 - 出産育児一時金の支給基準額(40万4千円(産科医療補償制度に加入している分娩機関での制度対象分娩の場合は上限42万円)の2/3に相当する額を繰り出すもの。
- ・財政安定化支援事業繰出金16,506
 - 低所得者層の割合、高齢者の割合が高いなど、保険者の責めに帰することができない特別な事情に着目して繰出しが認められるもので、この費用は、国の財政措置が講じられている。

- ・職員給与等繰出金 68,278
国民健康保険事務費に要する経費を繰り出すもの。
- ・その他繰出金 81,756

▼医療福祉費（3-1-6-01） 376,223（334,650）

〔国県支出金：145,487 その他：35,254 一般財源：195,482〕

※県補助金：医療福祉費補助金 145,487 諸収入：第三者行為返納金 25,医療福祉費返納金 35,124,医療福祉費返納金（市単独分）105

〔事業概要・効果等〕

医療福祉費支給制度は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障がい者の方々に対して、医療費の一部を県と市が1/2ずつ助成し、健康の保持と生活の安定を図るものである。

また、少子化対策及び子育て支援策として、県制度で対象外となる所得制限を超えてしまった世帯を含め、外来診療は中学3年生まで、入院診療は18歳の年度末までの小児、妊産婦の産科以外の受診分に対して、医療費の一部を市が単独で負担し、助成対象を拡大している。

- ・扶助費（医療費給付の内訳）

| | | |
|----------------------|-----------------|---------|
| 乳児医療 | （償還分 5年間以内診療対象） | 5 |
| 母子医療 | （対象者数 784人） | 23,393 |
| 重度医療 | （対象者数 295人） | 84,848 |
| 65歳以上重度医療 | （対象者数 522人） | 74,309 |
| 幼児医療 | （償還分 5年間以内診療対象） | 27 |
| 妊産婦医療 | （対象者数 240人） | 20,490 |
| 父子医療 | （対象者数 105人） | 2,982 |
| 小児医療 | （償還分 5年間以内診療対象） | 3 |
| 小児医療（市単独） | | 41,087 |
| 妊産婦医療（市単独） | （対象者数 240人） | 2,411 |
| 小児医療（新区分） | | 114,192 |
| 外来自己負担金分（従来制度の経過措置分） | | 4 |

▼後期高齢者医療経費（3-1-7-01） 339,508（339,528）

〔その他：1,775 一般財源：337,733〕

※諸収入：後期高齢者医療特別調整交付金 1,775

〔事業概要・効果等〕

後期高齢者医療制度の円滑な組織運営を維持していくための共通経費負担金及び市町村が負担すべき医療給付金を後期高齢者医療広域連合へ納付する。また、疾病の早期発見や生活習慣病の予防など、被保険者の健康の保持増進を図り、医療費の抑制を図るため、人間・脳ドック等の費用の一部を助成する。

- ・広域連合共通経費負担金 13,876
- ・後期高齢者医療給付費負担金 323,857
- ・人間ドック等助成金（人間ドック 17,000円×55人、脳ドック 28,000円×30人） 1,775

▼老人保健事業費（3-1-7-02） 192（10）

〔一般財源：192〕

〔事業概要・効果等〕

老人保健制度は、平成20年4月から後期高齢者医療制度へ移行された。

老人保健制度の廃止に伴い、過誤調整で発生する医療費の追加給付や返還など老人保健医療精算事務に係る経費である。

▼後期高齢者医療特別会計繰出金（3-1-7-03） 98,535（77,360）

〔国県支出金：60,801 一般財源：37,734〕

※県負担金：後期高齢者医療保険基盤安定対策費負担金 60,801

〔事業概要・効果等〕

後期高齢者医療制度の安定した運営を図るため、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すもの。

・後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分 81,069, 事務費分 17,466） 98,535

▼高額療養費貸付金（3-1-8-01） 7,200（4,200）

〔その他：7,200〕

※諸収入：高額療養費貸付金元利収入 7,200

〔事業概要・効果等〕

高額な医療費の支払いが困難な者に対し、医療に要する資金を貸し付け、必要とする医療を容易に受けられるようにすることにより、その世帯の生活の安定を図る。

通常診療月の数ヶ月後に支給される高額療養費を事前に貸し付けるものである。

▼出産費資金貸付金（3-1-9-01） 1（336）

〔一般財源：1〕

〔事業概要・効果等〕

国民健康保険法の規定による出産一時金の支給を受けることが見込まれる世帯に対し、出産一時金の支給を受けるまでの間、当該出産一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与する。

▼国民年金事務費（3-1-10-01） 2,773（3,770）

〔国県支出金：2,773〕

※国委託金：国民年金事務委託金 2,773

〔事業概要・効果等〕

国民年金法では、国民年金事業のうち各種届出書の受理など地域住民に密着した事務（国民年金への加入や基礎年金などの請求手続きの事務等）は、法定受託事務として市町村が行うこととされており、これらの事務処理等に必要な費用は、国民年金等事務費交付金として、国民年金法に基づき国が交付することとされている。

▼養育医療費（4-1-4-03） 2,869（2,804）

〔国県支出金：1,605 その他：725 一般財源：539〕

※国負担金：養育医療費国庫負担金 1,070 県負担金：養育医療費県負担金 535 負担金：療育医療費自己負担金（保護者分）78, 養育医療費自己負担金（医療福祉分）647

〔事業概要・効果等〕

医師が入院養育の必要性を認めた未熟児（体重が 2,000g 未満、体温が非常に低い等）に対して、入院中の治療に要する医療費・食事代を公費により負担し、保護者の負担を軽減するものである。

■こども福祉課

▼DV事業（3-1-11-01） 24（5）

〔一般財源：24〕

〔事業概要・効果等〕

配偶者からの暴力に係る通報、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を行う。